

【5/22 修正】

## 家計が急変した世帯に対する授業料等の軽減制度 (道内私立高等学校等)

保護者の失職等により家計が急変し、授業料等の納付が困難となった場合、「**北海道の授業料軽減制度**」の適用を受けることができます。

### 1 対象世帯

**国の就学支援金制度を申請・認定済みの方で、保護者等の収入状況に著しい変化があり、向こう1年の収入の推計額が年収590万円未満程度（※）と認められる世帯**

※ 年収はあくまで目安です。

実際は、提出された収入状況の書類等を元に、次の基準により判定します。

区分	判定基準	基準額
4～6月	向う1年の収入推計額から推計される「道府県民税と市町村民税の所得割額の合算額」	257,500円未満
7月以降	向う1年間の収入推計額から推計される算定基準額 (市町村民税の所得割の課税標準額×6%－調整控除の額)	154,500円未満

### 2 補助額

**授業料等（月額） 最大 33,500円（※）**

※ 実際の補助額は、納付している授業料等の金額や家計急変後の所得状況に応じて異なります。（家計急変前の収入が年収590万円未満程度の世帯は、すでに受けている**就学支援金等**の補助額から変更がない場合があります。）

### 3 問い合わせ先

実際の支給額や手続き等の詳細は、各学校へお問い合わせください。